

わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金交付要綱

平成19年5月7日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この告示は、東町から高等学校及び養護学校(以下「高等学校等」という。)へ通学する生徒の通学費に対し負担の軽減を図り過疎地域における定住を促進するため、通学費の一部に対し、わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、みどり市補助金等に関する規則(平成18年みどり市規則第40号)に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(令3告示36・一部改正)

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、わたらせ渓谷鐵道を利用し東町から高等学校等へ通学する生徒の通学費を負担している保護者とする。

(令3告示36・一部改正)

(補助金額)

第3条 補助金の額は、生徒が登下校する通常の経路中、わたらせ渓谷鐵道の通学定期旅客運賃が、上神梅駅から桐生駅間の通学定期旅客運賃を超えるときに、その超える額とする。

(交付の申請等)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金交付申請書(様式第1号)に、通学用定期乗車券の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助金は、第1項の規定による申請のあった日の属する月の翌月末日までに口座振込みにより交付するものとする。

(平23告示36・一部改正、令3告示36・全改)

(変更の申請及び決定)

第5条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとするときは、わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金変更交付申請書(様式第3号)に、その変更の内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(平23告示36・全改、令3告示36・一部改正)

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めることができる。

附 則

この告示は、平成19年5月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年2月26日告示第17号)

この告示は、平成20年2月26日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成23年3月15日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の要綱第4条の通学用定期乗車券の写しの添付は、この告示の施行の日から3箇月間は、この告示による改正前の要綱第4条の定期券購入証明書の添付をもって、これに代えることができる。

附 則(令和3年4月1日告示第36号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(規格 A4)(第4条関係)
(平20告示17・令3告示36・一部改正)

わたらせ溪谷鐵道高校生等通学費補助金交付申請書

わたらせ溪谷鐵道高校生等通学費補助金について、わたらせ溪谷鐵道高校生等通学費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受付年月日	
整理番号	

みどり市長 様

生徒	住 所	みどり市東町		
	氏 名			
	学 校 名			
	定期利用区間			
保護者	住 所			
	フリガナ		続柄	
	氏 名			⑩
	電 話 番 号			

・添付書類 通学用定期乗車券の写し

補助金振込先

金融機関名	
支 店 名	
口座種目	普通 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

注意事項

- ・漏れのないように記入してください。
- ・口座名義人は、保護者とします。

様式第 2 号(規格 A4)(第 4 条関係)
(令 3 告示 36・追加)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金について、わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

生徒氏名	
学校名	
定期利用区間	
補助金交付決定額	円
備考	<ul style="list-style-type: none">・利用状況等に変更が生じたときは、速やかにわたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金変更交付申請書(様式第 3 号)を提出してください。・補助事業の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

様式第3号(規格 A4)(第5条関係)
(令3告示36・追加)

年 月 日

みどり市長 様

住所

氏名

㊞

わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金変更交付申請書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金について、その内容を変更したいので、わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

生徒氏名	
学校名	
定期利用区間	
補助金交付決定額	円
変更内容	
変更理由	

・添付書類 変更の内容が分かる書類

様式第 4 号(規格 A4)(第 5 条関係)
(令 3 告示 36・追加)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



わたらせ溪谷鐵道高校生等通学費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった、わたらせ溪谷鐵道高校生等通学費補助金について、補助金の額の変更を決定したので、わたらせ溪谷鐵道高校生等通学費補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 増 減 額	円
備 考	